

障害者支援施設はーとふるチハヤ
短期入所サービス重要事項説明書

あなたに対する短期入所サービス提供開始にあたり、社会福祉法第76条及び第77条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人チハヤ会
所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿3609番地
電話番号	0277-76-2335
代表者氏名	理事長 大澤賢一
設立年月	昭和41年3月8日

2. 利用施設とサービスの目的・運営方針

事業所の種類	短期入所事業 平成22年4月1日指定 (指定事業所番号1011200019)
事業所の目的	介護を行うものの疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者を対象に短期入所サービスを提供する。
事業所の名称	はーとふるチハヤ
事業所の所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿3609番地
電話番号	0277-76-2335
管理者(施設長)	島田 守明
サービス管理責任者	松村 浩一
事業所の運営方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人格を尊重して支援を行います。 ・利用者ひとりひとりのニーズに応じた支援を行います。 ・利用者の自己選択・自己決定を尊重して支援を行います。 ・地域との連携に配慮した支援を行います。
開設年月	昭和63年4月1日
利用定員	3人
事業の主たる対象者	知的障害者及び障害児
営業日	年中無休
受付時間	8:30～17:30
事業所が併設している施設	指定障害者支援施設(生活介護・施設入所支援) (平成22年4月1日指定)

3. サービスに係る居室の概要

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室 数	備 考
4人部屋	13室	19.44㎡ 収納設備・エアコン
2人部屋	1室	エアコン
1人部屋	1室	エアコン

※居室定員に余裕がある部屋を短期入所用に使用します。

(2) 居室以外の施設設備の概要

施設設備の種類	室数	備考
食堂	1室	
医務室	1室	
静養室	2室	
浴室	1室	
相談室	1室	
訓練作業室	5室	
多目的室	1室	
運動場		

※当施設では、厚生労働省が定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

(3) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- ②当施設は喫煙コーナー以外は全館禁煙です。喫煙は喫煙コーナーでお願いします。
- ⑤貴重品は利用者の責任において管理してください。自己管理できない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用ください。

4. 職員の配置状況

(1) 職員の員数

職種	常勤換算	常勤	非常勤
管理者（施設長）	1.0	1名	名
サービス管理責任者	1.0	1名	名
生活支援員	21.0	17名	6名
医師	0.1	名	1名
看護師	1.0	1名	名
栄養士	1.0	1名	名
調理員	4.6	4名	1名
事務員	2.0	2名	名

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※配置される職員数に関しては、施設の生活介護サービスの利用定員（53名）と短期入所サービスの利用定員（3名）を合算した定員数に対して必要な職員数を配置しています。

(2) 職員の勤務体制

職種	勤務体制
施設長	8：30～17：30

サービス管理責任者 ・生活支援員	普通勤務 8:30～17:30 早出勤務 7:00～16:00 遅出勤務 11:30～20:30 夜勤勤務 16:00～ 9:00 (サービス管理責任者は除く)
医師	非常勤
看護師	8:30～17:30 夜間、休曜日においても緊急対応します。
栄養士	8:30～17:30
調理員	普通勤務 8:30～17:30 断続勤務 5:30～18:30 (9:30～14:30勤務時間外) 遅出勤務 9:30～18:30
介助員・事務員	8:30～17:30

5. サービス提供の内容

種 類	内 容
①日常生活の支援	<p>ア) 食事の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養・利用者の身体の状況・希望や嗜好を考慮した食事の提供をおこないます。 <p>朝食(7:30～8:00) 昼食(12:00～12:30) 夕食(17:30～18:00) ※食費については別に定める金額をご負担頂きます。</p> <p>イ) 入浴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴・清拭は、毎週3回行います。利用者の身体の状況と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。 <p>ウ) 排泄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を行います。 <p>エ) 着脱衣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の嗜好や好みを大切にされた支援を行います。 <p>オ) 整 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活のリズムを配慮し、適切な支援を行います。
②医療および健康管理	<p>ア) 医療</p> <p>嘱託医師による診察・治療</p> <p>氏名 医療法人岸会岸病院 院長 岸 芳 正</p> <p>診療科 精神科・神経科・内科</p> <p>診察日 診察月1回 健康診断年2回</p> <p>※利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、上記以外の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。(別途付添費用等がかかる場合があります)</p> <p>イ) 服薬の支援</p>

	・服薬が必要な利用者に対しては、確実に服薬が行えるよう必要な支援を行います。
③社会的活動の支援	ア) 日常生活指導 ・地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した指導を行います。 イ) 余暇活動 ・利用者の要望に基づき余暇活動が実施できるよう取り組みます。(材料費等の費用がかかる場合があります) ウ) その他の社会活動 ・社会活動への参加を支援します。(費用がかかる場合があります)
④相談援助	・あらゆる相談にできる限り対応します。

6. 利用料金

(1) 短期入所サービス料金

○障害者の場合

1 単位 = 10.05 円

ご利用者の障害程度区分	区分 1	区分 2	区分 3
サービス利用料金 A	486単位	486単位	557単位
食事提供加算 B	68単位	68単位	68単位
短期利用加算 C	30単位	30単位	30単位
処遇改善加算 D	16単位	16単位	18単位
利用者負担額 (A～Dの1割)	603円	603円	676円
ご利用者の障害程度区分	区分 4	区分 5	区分 6
サービス利用料金 A	619単位	750単位	882単位
食事提供加算 B	68単位	68単位	68単位
短期利用加算 C	30単位	30単位	30単位
処遇改善加算 D	20単位	24単位	27単位
利用者負担額 (A～Dの1割)	740円	876円	1,012円

○障害児の場合

ご利用者の障害程度区分	区分 1	区分 2	区分 3
サービス利用料金 A	486単位	588単位	750単位
食事提供加算 B	68単位	68単位	68単位
短期利用加算 C	30単位	30単位	30単位
処遇改善加算 D	16単位	19単位	24単位
利用者負担額 (A～Dの1割)	603円	708円	876円

※平成 24 年 4 月改定。

※短期利用加算は利用を開始した日から 30 日間の加算です。

※食事提供加算は低所得者の場合のみの加算です。

※上記のうち、該当する項目の利用日数に応じた利用者負担額をご負担していただきますが、利用者世帯の収入状況に応じて市町村長が定めた利用者負担上限月額が各月の上限になります。

(2) 短期入所サービス以外の料金

食事の提供に要する費用	食事の材料及び調理等にかかる費用です。 朝食 390 円/食 昼・夕食 590 円/食 (低所得者の場合 朝食 250 円/食 昼・夕食 350 円/食)
光熱水費	1 日 320 円

このほか、利用者の日常生活上必要となる費用の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、利用者の都合により、サービス計画表で定めたサービスの利用を中止又は変更もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日(受付時間内)までに事業者にお申し出ください。

②利用の中止につきましては利用予定日の前日(受付時間内)までにお申し出のない場合は、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日(受付時間内)までの取り消し	無料
上記時間以降の取り消し	利用者負担相当額・食費等相当額

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する期間にサービスを提供することができない場合、他の利用日時を利用者に提示して協議します。

(5) 利用料金の変更

所定の料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

閲覧・複写ができる窓口業務時間 午前9:00～午後5:00

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

生活支援員 狩野康秀・藤生誠・小川和恵

○受付時間

8:30～17:30 (担当者が不在の場合は、他の職員が受け付けます)

(2) 苦情解決第三者委員による受付

高瀬七郎 (0277) 74-1059

小内文江 (0277) 76-2249

久保塚義之 (0277) 76-4111

(3) 行政機関その他苦情受付機関

みどり市社会福祉課	所在地 みどり市笠懸町鹿 2 9 5 2 電話番号 (0277)76-2111 (0277)76-0975 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
群馬県運営適正化委員会 (群馬県社会福祉協議会)	所在地 前橋市新前橋町 1 3 - 1 2 電話番号 (027)255-6669 F A X (027)255-6173 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

私は、本書面に基づいて本重要事項の説明を受けました。

平成 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名

印

後見人・親権者 住 所

氏 名

印

続 柄

当事業所は、サービスの提供にあたり、上記のとおり重要事項について説明いたしました。

平成 年 月 日

事 業 者 住 所 みどり市笠懸町鹿 3 6 0 9

名 称 社会福祉法人チハヤ会 (はーとふるチハヤ)

説明者

印